

## 農林水産省への要望

平成20年2月19日（火）会議室

農林水産省経営局協同組織課課長補佐・共済班担当

〃 〃 〃 共済班共済第一係長

協同組合日本接骨師会会長

〃 事務局二名

平成20年2月19日

農林水産省経営局協同組織課 御中

協同組合日本接骨師会

会長 登山 勲

### JA共済連の柔道整復師医療受診妨害防止の要望

#### 要望の趣旨

JA共済連の柔道整復師（以下「整復師」という。）への誤解と偏見による契約者の医療選択妨害について、問題の解明と再発防止の周知徹底を賜うようお願い申し上げます。

#### 要望の理由

この度、JA共済連山形（以下「JA山形」という。）で別紙のような問題がありました。契約者が整復師受診を告げたところJA山形から「医師受診」を言われ困窮しました。JA山形の理由は「万一、医師の診断を要する場合の注意」ですが、だが、これは何か変です。即ち、「万一、医師の診断を要する場合」となったときに受診で良い事です。交通事故以外では整復師受診可が交通事故傷病ではなぜ整復師不可なのかの疑問です。この原因こそJA山形の医療に対する認識で「医療は医師が行うもの。要は、医師受診していれば良い。」という問題です。これは「医療とは患者のモノ」で、「医療選択権は患者のモノで、この対象に整復師医療も対象」とされている事を無視する誤りです。

なお、本問では弁護士がJA山形は「整復師医療受診妨害の意識が無かった。」とし、問題不問にしていますが、意思以前に、全体的に従前から行っている誤解と偏見の認識こそ看過できない問題です。「弁護士注意」は格別、「JA山形の注意」と、さらに、果してJA山形のみ限定問題かどうかの注意として全国に同様問題再発防止注意をお願い申し上げます。